

京都市告示第380号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和4年9月30日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市中京区堺町通押小路下る扇屋町657番地の1
京都市中京区間之町通押小路下る高田町495番地及び497番地
京都市東山区本町一丁目51番地の1
京都市東山区本町新五丁目156番地
京都市東山区本町五丁目174番地の1
京都市東山区本町五丁目182番地及び184番地
京都市東山区本町十丁目153番地（一部）
京都市山科区大塚元屋敷町5番地の1
京都市下京区松原通堀川西入北側来迎堂町718番地の1、718番地の2及び718番地の3
京都市下京区麩屋町通仏光寺下る鍋屋町255番地
京都市下京区油小路通六条上るト味金仏町178番地の1及び178番地の8
京都市下京区新町通的場東入蛭子町156番地の7、156番地の8及び156番地の9
京都市南区東九条西札辻町42番地（一部）
京都市伏見区京町九丁目36番地の2
京都市伏見区京町南八丁目95番地の5
京都市伏見区京町六丁目54番地の1
京都市伏見区京町六丁目65番地の1
京都市伏見区京町五丁目95番地の1

所 在 地
京都市伏見区京町大黒町108番地の1
京都市伏見区京町大黒町109番地の1
京都市伏見区新町一丁目515番地の1及び516番地の1
京都市伏見区桃山町見附町3番地（一部）
京都市伏見区桃山町中島町20番地
京都市伏見区向島中之町819番地
京都市伏見区深草直違橋南一丁目510番地（一部）
京都市伏見区深草藤森玄蕃町585番地（一部）

(都市計画局まち再生・創造推進室)